

令和7年度宇宙ビジネス創出支援事業費補助金
公募要領

【公募期間】

令和7年4月7日（月）～令和7年5月16日（金）

大分県商工観光労働部
先端技術挑戦課 宇宙開発振興班

1 事業の目的・概要

世界の宇宙ビジネスの市場規模は毎年拡大しており、これまでの官主導から民間主導による宇宙ビジネスが本格化しつつあります。日本においても、宇宙産業を国内の成長産業とするため、宇宙機器と宇宙ソリューションの市場を合わせて、2020年に4兆円の市場規模を、2030年代の早期に2倍の8兆円に拡大していくことを政府は目標に掲げています。

こうした背景を踏まえ、本事業において、本県における宇宙機器の製造や衛星データを用いた実証、展示会・商談会の出展への補助を行うことで、県内企業による宇宙ビジネスへの参入促進を図ります。

2 申請対象者

次の（1）または（2）のいずれかを満たすもの。

（1）県内中小企業

県内中小企業とは、県内に事業所を有する事業者で、中小企業基本法における、業種ごとに資本金の額又は出資の総額、並びに従業員数のいずれかの条件を満たす中小企業者です。

| 業種 | 中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと) | |
|--------------------------------|--------------------------|-------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| ①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ④小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

業種は、日本標準産業分類ではなく、営む事業の内容と実態から判断します（現に行っている事業の業態、または今後予定している業態によって、業種を判定します）。

なお、補助対象者の範囲は以下のとおりです。

| 補助対象となりうる者 | 補助対象にならない者 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合) ・ 個人事業主 (商工業者であること) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合等の組合 (企業組合・協業組合を除く) ・ 一般社団法人、公益社団法人 ・ 医療法人 ・ 宗教法人 ・ 学校法人 ・ 農事組合法人 ・ 社会福祉法人 ・ 申請時点で開業していない創業予定者 (例えば、既に税務署に開業届を提出している、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外) ・ 任意団体 等 |

(2) 次の要件を全て満たすグループ

- ① 事業の開始から終了するまでの間、前号の要件を全て満たす者が1社以上含まれること。
- ② 当該グループの構成員の中から、前号の要件を全て満たす者を、本補助金に係る事務の一切を統括し管理運営等を行う代表者として1者選定していること。

3 申請対象事業

宇宙ビジネス参入に向けて行う宇宙機器の製造や衛星画像を用いた実証、展示会・商談会への出展を対象とします。

4 補助事業期間と補助金額等

(1) 宇宙機器開発・衛星データ利活用実証枠

| | |
|---------------|-------------------|
| 補助事業期間 | 交付決定の日から令和8年2月27日 |
| 補助金額 (上限額) | 200万円 |
| 補助率 | 2/3以内 |
| 採択予定件数 | 最大3件 |

(2) 展示会・商談会出展枠

| | |
|---------------|-------------------|
| 補助事業期間 | 交付決定の日から令和8年2月27日 |
| 補助金額 (上限額) | 50万円 |
| 補助率 | 2/3以内 |
| 採択予定件数 | 最大2件 |

5 補助対象経費

(1) 宇宙機器開発・衛星データ利活用実証枠

| 補助対象経費 | |
|--------------|---|
| 経費項目 | 説明 |
| 1 材料・消耗品費 | 使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の消耗機器及び原材料に要する経費 |
| 2 衛星データ画像購入費 | 衛星データ画像購入に要する経費 |
| 3 外注・委託費 | 補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために要する経費（ただし、補助対象経費の2分の1以内とする） |
| 4 技術導入費 | 知的財産権等、外部から技術導入が必要となる場合に、権利者等に支払われる経費 |
| 5 使用料及び賃借料 | 機械装置又は工具・器具のリース、衛星データ画像解析に使用するソフトウェアライセンス料 |
| 6 人件費 | 事業に従事する者の作業時間に対する人件費（ただし、補助対象経費の7割以上とならないよう努めること） |
| 7 謝金 | 事業を行うために必要な外部専門家や協力者に対する謝金 |
| 8 旅費 | 事業を行うために必要な旅費 |
| 9 その他経費 | 補助事業の実施に直接必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。 |

※人件費は、経済産業省の事務処理マニュアルの健保等級単価における「令和6年度適用等級単価一覧表」をもとに積算すること

(2) 展示会・商談会出展枠

| 補助対象経費 | |
|--------------------|---|
| 経費項目 | 説明 |
| 1 出展料・出展小間料 | 交付決定前に出展参加の申込みをしたものも対象とする。 |
| 2 小間装飾料金 | 備品リース料を含む。 |
| 3 搬入搬出経費 | 運送業者に展示物等の運搬を委託する経費に限る。自社での配送に係る経費は対象外。 |
| 4 その他、特に必要と認められる経費 | パネル、ポスター等製作費などその他、特に必要と認められる経費。 |

(3) 補助対象経費として計上できない経費

- ① 交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ② 帳票等が不備の経費（見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等が確認できない場合）
- ③ 通常業務・取引と混合して支払が行われている経費
- ④ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ⑤ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ⑥ 消費税法に定める消費税・地方消費税
- ⑦ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 申請手続き等の概要

(1) 公募期間

募集開始日：令和7年4月 7日（月）

提出締切日：令和7年5月16日（金）17時まで

(2) 申請書類

- ① 事業認定申請書（第1号様式）
- ② 添付書類
 - ②-1 事業計画書
 - ②-2 収支予算書
 - ②-3 誓約書
 - ②-4 企業概要資料（自社パンフレット等）

※提出書類は、A4サイズに統一してください。

(3) 提出方法

下記アドレスまで電子メールにより送付してください。

なお、電子ファイルは合計で8メガバイト以下に収まるようにし、8メガバイトを超える場合は分割して提出すること。

(4) 提出先

大分県商工観光労働部 先端技術挑戦課 宇宙開発振興班（担当：青木）

Mail : a14290@pref.oita.lg.jp

(5) 申請書類の作成及び提出における注意事項

- ① 申請書類は返却しません。
- ② 申請に係る経費は、応募者の負担となります。
- ③ 申請書類に不備等がある場合に、再提出・追加提出を依頼する場合があります。
- ④ 再提出・追加提出を求めた際、指定する期間内に提出されない場合は辞退とみなします。

7 審査

(1) 審査方法

県は、申請内容について、別に定める審査会において審査を行い、補助対象者を選定します。申請者から取り組もうとしている事業内容についてプレゼンテーションしていただきます（5月下旬～6月上旬予定）。

(2) 審査基準

- ① 補助金の目的への適合性・必要性
- ② 事業の新規性・優位性
- ③ 事業の実現可能性・市場性
- ④ 事業の必要性・発展性

(3) 審査結果の連絡

審査結果は県から応募者へ文書で通知する。

8 交付決定後の注意事項

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月6日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書（別紙様式）を県に提出すること。
- (2) 県は、実績報告書の提出後、それに基づく検査を経て補助金を支払する額が確定した場合に補助金を支払います。
- (3) 補助事業者が交付申請書に記載した内容と異なる事業を行った場合（事前に県の承認を受けた場合は除く。）や補助事業遂行の見込みがないと認められる場合には、補助事業の打ち切りを命じることがあります。

9 補助事業者の義務等

- (1) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその状況を明らかにし、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなくてはなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。

(3) 補助事業者は県から求めがあった場合には、速やかに補助事業の遂行状況について、報告しなければなりません。

10 補助事業の取消し・返還

補助事業者が、以下のいずれかに該当した場合又は補助事業の打切りがあった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただくことになります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

11 その他

- (1) 補助事業の進捗状況確認のため、実地検査に入ることがあります。
- (2) 補助対象事業として採択された場合、企業名、代表者名、所在地、補助事業の内容、補助金額等について公表する場合があります。

12 募集に関する問合せ先

大分県商工観光労働部先端技術挑戦課 宇宙開発振興班（担当：青木）

電話 097-506-2949（直通）

E-mail a14290@pref.oita.lg.jp